

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 52 号	平成 25 年 11 月 22 日	双海地域事務所	産業建設部 道路河川課
題 目 (テーマ) : 農道橋曲り角拡幅のお願い			
提 案 内 容 (要 旨)			
<p>添付図面 (省略) に赤字で示した地点は市道が狹隘で曲り角の鉄製の塀の柱で車を剝 って困っています。</p> <p>4 t の作業車で長ボディーの場合は困っております。住宅も増して利用者も多くなり ました。問題の地点の下の市道側壁が中段まで拡幅補強されています。あれに接しない で立ち上げて市道を 2 ~ 4 m くらい拡幅して下さい。</p> <p>住宅周辺の農道を市道に格上げして拡幅をお願いします。</p>			
回 答 内 容			
<p>ご指摘の橋梁は、2 級河川・上灘川に架かる「市道樋の本八景山線 1 号橋」として市 が管理している橋梁です。この橋梁は、有効幅員 2.7m で架設されたものを上流側へ 2 m 拡幅し、現在 4.7m です。この拡幅の際、通行し易いようにとの考えで幅 1.5m、長 さ 1.8m の「バチ」を設置して対応しているものです。</p> <p>ただ、この橋梁は設置後 30 年以上経過しており、老朽化も著しいので構造の変化は 極めて困難と考えています。</p> <p>また、県管理河川であることから河川断面を犯す工法は許可が下りず、河川護岸の法 覆部分を嵩上げし橋を載せる事は、構造上から許可が得られる可能性は低いものです。 従って、河川の河床より最低 1m 以上掘削し橋台を設置する必要があり、工事費も多額 を要することとなります。</p> <p>以上の内容から左岸側の私有地を分けていただき交差点の改良ができればと考えま す。根本的には、上流部の交差点部に橋梁を新たに架け変える必要があります。以上の 点を踏まえて検討課題とさせていただきます。</p> <p>次に「住宅周辺の農道を市道に格上げし、農道の拡幅をしてほしい。」とのご要望で すが、当該道路は平成 16 年 3 月に旧双海町において町道に新規認定しており、平成 17 年 4 月 1 日の市町合併に合わせて伊予市道となっております。今後、市道改良の要望を 行うためには、市道改良の基準である道路幅員を 4.6m 以上とする必要があることか ら、隣接地権者の同意が必要である等の条件があり、これらを満たして頂くよう地元区 長さんを中心に関係者間で協議をお願いします。</p> <p>なお、詳細は道路河川課へお気軽にご相談ください。</p>			